

三郷市立彦糸小学校いじめ防止基本方針

目 次

はじめに

1 いじめの防止等対策に関する基本理念

(1) いじめの定義

2 いじめの未然防止

- (1) 他者とともによりよく生きるための道徳教育の充実
- (2) 豊かな体験活動の充実
- (3) 児童会・生徒指導部主体の取組
- (4) 人権意識の啓発

3 早期発見のための対策

- (1) 日常的なコミュニケーションの充実
- (2) 教育相談の実施体制
- (3) 校内研修の実施
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

4 いじめの対応

- (1) 適切な実態把握
- (2) 組織的な対応
- (3) 児童生徒への指導、支援
- (4) 保護者との連携
- (5) 関係機関への報告・相談

5 校内組織

- (1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置
- (2) 重大事案への対処

はじめに

本校では、目指す学校像を「笑顔いっぱい 夢いっぱい 人間力を高める学校」とし、三郷の教育三つの宝「授業規律の徹底」「日本一の読書のまち」「親の学習」を積極的に推進して、教職員一丸となって特色ある教育活動を展開している。

本校では、学力向上の根幹を学習規律と位置付け、「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が分かる授業を心掛け、「主体的に学び、思考力、判断力、表現力を伸ばす児童の育成」を積極的に推進し、児童に学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図っている。このような中、児童は落ち着いて学習に取り組んでいる。

本校の特色として、「小中連携」を位置付け、小中合同運動会、小中合同あいさつ運動を行うことにより、コミュニケーション能力を高めるとともに児童はあこがれを持てるよう支援し、児童の豊かな心の育成に努めている。

また、「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発も行っている。

このような取組を踏まえ、平成25年度のいじめ防止対策推進法の第2条の「いじめの定義」がかわり、本校においてもいじめの理解を深め、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも起こりうる」という意識を持ち、いじめの防止、早期発見、対応が計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの防止等対策に関する基本理念

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることをめざす。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにする。

さらに、いじめの防止等対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校と家庭、教育委員会その他関係者連携の下、いじめの問題を克服することめざす。

2 いじめの未然防止

(1) 他者とともによりよく生きるための道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、児童が自己の生き方を考えられる教材や資料を取り扱い、他者の意見に耳を傾け、一緒に考え、議論しようという姿勢を育てるとともに、自身の生活や行動を省みる。

- ・教育活動全体を通じ「いじめをしない」「見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・学校公開日や授業参観で道徳の授業を公開し、保護者の関心を高め、学校と家庭が連携し、児童の道徳的心情、実践力を育成する。
- (2) 豊かな体験活動の充実
- ・学校行事や児童会活動を通して、友達と協力し、交流を深め、集団的達成の喜びを実感させる。活動により、自己存在感や充実感が得られるよう工夫改善を常に図っていく。
 - ・福祉体験、奉仕活動体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置づけ、実施し、体験に裏打ちされた豊かな心を育成する。
- (3) 児童会・生徒指導部主体の取組
- ・「日本一あいさつの上手な学校」をめざし、あいさつボランティアを中心に、保護者や地域の方々、近隣の中学生、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活が始められるようにする。
 - ・いじめ撲滅のために自分ができることを、児童一人一人がいじめ撲滅宣言にまとめ、やさしい気持ちで接することの大切さを伝える。（11月）
- (4) 人権意識の啓発
- ・11月に人権教育週間を設け（2週間）、道徳や人権感覚育成プログラムの授業を実践し、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

3 早期発見のための対策

いじめの解消は、いじめが発生した場合の早期発見がポイントである。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめの積極的認知に努める。

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童生徒とのコミュニケーションを図り、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・学年の発達段階に応じて、児童の実態把握と適切な指導に努める。
- ・休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、いじめの兆候、児童が発するSOSを見逃さないようにする。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ② 第2教育相談室、第3教育相談室との連携
 - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用
 - ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携

⑤ 教育相談日の設定（毎月）

- ・「なかよしアンケート」を年2回行い、必要に応じて教育相談を実施する。
- ・教育相談委員会を月一度開催し、児童の実態を共有し、全教職員で指導・支援を行う体制をつくる。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・教職員、児童、保護者を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

4 いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又対応不要であると個人で判断せず、報告・相談をし、組織的に対応をする。その際、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、好意から行った行為が意図せず相手に傷つけたが、すぐに良好な関係に戻るような場合は、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟な対応をする。ただし、この場合も法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止対策推進委員会において情報を共有する。

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、担任以外にも複数の教員が立ち会うこととする。
- ・いじめられた児童が不利な状況に陥らないように配慮する。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童生徒への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、いじめられた児童が苦痛に思っている言動や行為を即刻やめさせる。相手の苦しみや痛みを心に寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる指導をする。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

5 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・養護教諭
〈活 動〉

- ① 早期発見に関すること。（教育相談等）
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催し、重大事案の場合には、「緊急いじめ対応委員会」の設置を決め、その対応にあたる。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任・教育相談主任

・養護教諭・担任教諭・その他校長が任命した者（スクールソーシャルワーカーなど）

- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。
- ⑥ 当該学年、学級の他の児童に対する心のケアを行う。

令和元年5月